

農協改革に関する意見書

政府は、本年６月に改訂した農林水産業・地域の活力創造プランや閣議決定した規制改革実施計画等において、農業の成長産業化に向けて農業協同組合の見直しなどを柱とする農業改革を推進することを決定した。

これを受けて、ＪＡグループでは、農業者の所得増大と農業生産の拡大、地域活性化を基本目標に、多様な農業者ニーズに応え、担い手をサポートし、農業者並びに地域住民と一体となって持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を目指した自己改革に取り組むこととしている。

しかしながら、政府の改革案には「准組合員の事業利用制限」により、地域住民の事業利用権を侵害するものなど幾つかの問題点があり、ＪＡの組織・事業機能が低下し、これまで連携して取り組んできた農業政策の推進、担い手の育成、農業の持つ多面的機能の維持等の対応が困難になり、ひいては農業者、地域農業・農村に対しても多大な影響が出ることが懸念される。

よって、国におかれては、一方的な制度改変を行うのではなく、あくまでも組合員の立場に立った農家・組合員・組織の総意に基づく自己改革を尊重し、農協改革の推進を行うよう強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成２６年１２月１７日

御 坊 市 議 会

衆 議 院 議 長 殿
参 議 院 議 長 殿
内 閣 総 理 大 臣 殿
農 林 水 産 大 臣 殿
内閣府特命担当大臣 殿
(規制改革担当)